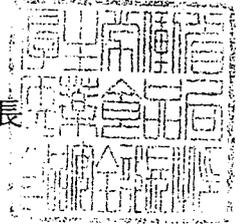




食安発0827第2号  
平成21年8月27日

各  
〔 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長



「特定保健用食品（規格基準型）制度の創設に伴う規格基準の設定等について」  
の一部改正について

特定保健用食品（規格基準型）の規格基準については、「特定保健用食品（規格基準型）制度の創設に伴う規格基準の設定等について」（平成17年7月1日付け食安発第0701007号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）及び「特定保健用食品（規格基準型）の成分規格の一部改正等について」（平成18年7月21日付け食安発第0721001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）により通知したところであるが、今般、血糖値に関する難消化性デキストリンについて、新たな保健の用途として十分な許可実績が認められたことから、特定保健用食品（規格基準型）として下記のとおり新たに定めることとしたので、貴管下関係者に対する周知徹底をはじめ、その運用に遺憾のなきよう取り計らわれたい。

なお、別添のとおり、改正後の別表を添付するので、業務の参考とされたい。

記

特定保健用食品（規格基準型）制度の創設に伴う規格基準の設定等について（平成17年7月1日付け食安発第0701007号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知。以下「部長通知」という。）の一部を次のように改める。

別表に次のように加える。

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
区分	関与成分	一日摂取目安量	表示できる保健の用途	摂取上の注意事項
Ⅲ（食物繊維）			食物繊維（難消化性デキストリン）の働きにより、糖の吸収をおだやかにするので、食後の血糖値が気になる方に適して	血糖値に異常を指摘された方や、糖尿病の治療を受けておられる方は、事前に医師などの専門家にご相談の上、お召し上がり下さい。

	難消化性デキストリン (食物繊維として)	4 g ~ 6 g <sup>*1</sup>	います。	摂り過ぎあるいは体質・体調によりおなかがゆるくなることがあります。多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。
--	-------------------------	-------------------------	------	--

※1：1日1回食事とともに摂取する目安量

なお、1及び2による改正後の部長通知の(別添)の(別表)は、別紙のとおりであること。

別表

	第1欄 関与成分	第2欄 一日摂取目安量	第3欄 表示できる保健の用途	第4欄 摂取上の注意事項
I (食物繊維)	難消化性デキストリン(食物繊維として)	3g~8g	〇〇(関与成分)が含まれて いるのでおなかの調子を整え ます。	摂り過ぎあるいは体質・体調に よりおなかがかゆくなること があります。 多量摂取により疾病が治癒し たり、より健康が増進するもの ではありません。
	ポリデキストロース(食物繊維として)	7g~8g		他の食品からの摂取量を考 えて適量を摂取して下さい。
	グアーガム分解物(食物繊維として)	5g~12g		
II (オリゴ糖)	大豆オリゴ糖	2g~6g	〇〇(関与成分)が含まれて おりビフィズス菌を増やして腸 内の環境を良好に保つので、 おなかの調子を整えます。	摂り過ぎあるいは体質・体調に よりおなかがかゆくなること があります。 多量摂取により疾病が治癒し たり、より健康が増進するもの ではありません。
	フラクトオリゴ糖	3g~8g		
	乳果オリゴ糖	2g~8g		
	ガラクトオリゴ糖	2g~5g		
	キシロオリゴ糖	1g~3g		
	インマルトオリゴ糖	10g		

<p>Ⅲ (食物繊維)</p>	<p>難消化性デキストリン (食物繊維として)</p>	<p>4g~6g<sup>※1</sup></p>	<p>食物繊維 (難消化性デキストリン) の働きにより、糖の吸収をおだやかにするので、食後の血糖値が気になる方に適しています。</p>	<p>血糖値に異常を指摘された方は、糖尿病の治療を受けておられる方は、事前に医師などの専門家にご相談の上、お召し上がり下さい。</p> <p>摂り過ぎあるいは体質・体調によりおなかがゆるくなることがあります。</p> <p>多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。</p>
-----------------	-----------------------------	---------------------------	---	---

※1: 1日1回食事とともに摂取する目安量